平山　私も受験生でしたが、反対運動に参加しました。このときの税理士法改正案は業界を挙げた反対運動により廃案となり、その目的達成の経験がその後の商法改悪阻止や税理士法改正推進の運動に繋がる税理士会の政治活動意識の大きな目覚めとなったと思います。

波多野　税理士会の政治意識の高揚という点では、昭和40年代の商法改正への対応も大きなものと言えます。

昭和40年山陽特殊製鋼の粉飾決算による倒産を契機に、昭和43年株式会社への監査制度改正（資本金1億円以上の株式会社に監査役を廃止、会計監査人による監査の導入など）を盛り込んだ法務省民事局試案が公表されました。その内容が税理士制度及び中小企業の健全な発展に及ぼす影響が大きかったことから、昭和46年には商法改悪阻止国民総決起大会を日比谷公会堂において、中小企業団体中央会等と開催して、参院議員の青木一男先生始め来賓多数の出席の下挙行しデモ行進をする、まさに税理士会始まって以来の大きな政治力の結集を見ました。

その結果、監査役は存置、会計監査人による監査対象会社は資本金10億円以上となるなどの成果を挙げたのです。

●基本要綱と昭和55年税理士法改正

中川　税理士法は、昭和26年に制定後、幾度となく改正されておりますが、昭和55年の改正は紆余曲折があり、衆議院通過後、参議院において法案修正があったと聞いております。その背景などについてお伺いしたいと思います。

平山　昭和39年の税理士法改正法案のときの経験から、日税連は、政府提案ではなく、自ら提案する方針を決め、「基本要綱」をまとめたのです。

昭和55年の法改正は失敗だったという評価があるのは、「基本要綱」で掲げた理念に基づく改正内容が殆ど外れたことによるものです。

中川　今、お話のありました「基本要綱」は、名前は聞いたことがあっても、税理士法改正の検討や活動の位置付けというか、そういった点がわからない会員が多くなっていますので、ご説明いただけますか。

波多野　「税理士法改正に関する基本要綱」は、税理士会内部だけではなく、学者も交えてとりまとめ、平成47年6月に機関決定したものです。

第一に試験制度の一本化、第二は税理士の使命の明確化など、理想的な税理士制度を目指したものです。

我々は、その実現に向けて邁進しましたが、その当時の税理士会の指導層は、一般試験合格者が極めて少なかったことなどからいろんな問題が出てきました。

★広報委員会補記①
「税理士法改正に関する基本要綱」中「基本的考え方」に掲げた項目
一、使命の明確化
二、資質の確保、向上
三、自主権の確立
四、業務の拡大と整備
五、権利義務の拡充と整備
六、税理士業務の制限の徹底

平山　私は試験制度を担当する委員会に所属していましたが、試験制度の改正を始め、「基本要綱」の内容は、各方面との意見調整段階でなかなか思うようには進まなくなり、日税連は、完全実現は困難と判断し、「基本要綱」を凍結して、実現可能性の高いものについて法改正を図るとして政府提案を選択したのです。

東京会と東京税政連は、少しでも「基本要綱」に沿った改正を最後まで求めて活動しました。その結果が衆議院通過後に参議院で第1条の使命に「申告納税制度の理念にそって」を挿入した法案修正です。

橋本　私は昭和55年の税理士登録ですが、法改正の情報はその4～5年前から受験生にも広がっていました。

科目合格制が一括合格制に変わるのではないかということから、全国の受験生に呼び掛けて日税連の会議の傍聴を求め、科目合格制を維持するよう要望書を提出したり、議員への陳情などをしました。結果として、試験制度の変更はされませんでした。

平山氏

橋本氏

東京会でも反対していた「助言義務」と「使用人等に対する監督義務」の創設については、税理士の任意団体の方々も反対運動をしていました。

助言義務については、「助言義務の規定は、・・（中略）・・税理士に対する処分自体を目的とするものではないので、・・（後略）」、使用人等の監督義務については、「・・税理士事務所の自主性を損なうことのないよう、・・（後略）」という附帯決議がつきました。

第1条の修正とこの附帯決議がついたことで、私は受験生で政治のことはよく分からなかったのですが、熱意を持って運動すればそれなりの成果はあるものだということを学びました。

●南九訴訟判決とその影響

中川　昭和55年の税理士法改正運動に関連して、所謂、南九訴訟が起き、平成8年に最高裁判決がありました。

この訴訟の要因となったもの、最高裁を受けて東京税政連が困惑したこと、さらには、最高裁判決の本旨をどう受け止め、会員にどう伝えたかなどについて伺いたいと思います。

平山　南九訴訟の発端は、日税連が税理士法改正法案を通す運動のためには資金が必要として、各税理士会に拠出を求めたのですが、資金の調達方法については各税理士会に委ねたことに始まります。

東京会では、法改正のための積立をしていたのですが、南九州会では、会員から5000円の特別会費を徴収しました。

政治献金のためのものとはっきりしてましたから、納入しなかった会員がいて、その会員に対して南九州会は会員権の停止処分を行ったわけですが、処分を受けた会員がこれを不服として南九州会を訴え、最高裁まで争い、原告勝訴となったのです。

さきほど司会者から、困惑したのではないかとの話がありましたが、最高裁判決が東京会及び東京税政連に直接的な影響するものはありませんでした。ただ、会費徴収の集め方が争点の一つであったことから、税政連は強制加入団体ではないことを踏まえた会費の徴収方法を見直す検討をしました。

小野　東京税政連ではプロジェクトチームを編成して対応をまとめたわけですが、私はその一員として参加し、会費の徴収、代表者は兼任しないなど税理士会支部と単位税政連を分けて運営することを念頭に置きました。

しかし、そのことは、それまではあまり苦労しなかった会員の確保について「税政連に加入して下さい」ということを積極的に言う必要があり、税政連活動をよく分かってくれないと組織は縮んでいくという思いで取り組みました。

そのときの検討の中で感じたことは、税政連側から税理士会に政策を提言することや税理士会の政策補強をすることなどをしないまで、税政連が税理士会と全く同じ政策では、会員から見れば、税政連はあってもなくてもいいのではないかと思われてしまうことであり、その危惧感は、未だに持っています。

橋本　会費の徴収方式を分けたことは良かったと思うのですが、単位税政連の会費徴収が減り、東京税政連の会費収入も減ることに繋がる一方、日本税政連には税政連の会員数ではなく、税理士会の会員数で分担金を納付しますので、財政的に厳しい状況になりました。そのため、機関紙発行の都度「サポート募金」をお願いするなどの措置を講じてきました。

内藤　今、お話がありました日本税政連への分担金は、東京会の税理士会員数一人当たり1200円を納入しています。

東税政会員数9千人前後の会費納入分でまかなっております。

広告クライアントとのコミュニケーションを大切にします。
クライアントの理解と信頼を得るために、綿密なコミュニケーションを図り、クライアントのイメージアップにつながるビジネスを創造します。

広告クライアントのニーズを速やかに実現します。
広告のメディア、パンフレット・ポスター等のSPツール制作、いずれの場合にも、クライアントの訴求するコンセプトを明確にし、CS（顧客満足）をクリアするサービスを迅速に提供します。

税務・会計の分野に特化した広告会社です。

newspaper & magazine/banner advertising/
poster/calendar/package/mark & logotype/
catalogue/magazine for public relations/
pamphlet/leaflet/photo & illust

日本税理士会連合会専属広告代理店

株式会社 プランニングセンター
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31-2 中経ビル別館
tel.03（3293）7961（代）　fax.03（3293）8405

ダイレクトメール発送代行
― 信頼と実績の当社にお任せください ―
○ 新聞・雑誌等　各種発送　○ 帯かけ（新聞など）
○ ラベリングサービス　○ フィルムラッピング
○ 顧客データ管理　○ 梱包・封入 …… etc

☆ 機関紙「東京税政連」メーリングサービス業務
株式会社 アドレス・メイリング
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町2-17 脇田ビル　TEL.03-3866-0318